

食品安全委員会第562回会合議事録

1. 日時 平成27年5月26日（火） 14：00～15：20

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「オキサチアピプロリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「チアメトキサム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルアジホップ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ベンチアバリカルブイソプロピル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ジフルベンズロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）における審議結果について

- ・「ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）の承認に係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「グリセリン酢酸脂肪酸エステル」に係る食品健康影響評価について
- ・薬剤耐性菌「牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌」に係る食品健康影響評価について

(5) 食品安全関係情報（4月11日～5月1日収集分）について

(6) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、上安平委員、村田委員

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、関野評価第一課長、

鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
木下リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 農薬専門調査会における審議結果について〈オキサチアピプロリン〉
- 資料 1 - 2 農薬専門調査会における審議結果について〈チアメトキサム〉
- 資料 1 - 3 農薬専門調査会における審議結果について〈フルアジホップ〉
- 資料 1 - 4 農薬専門調査会における審議結果について〈ベンチアバリカルブイソプロピル〉
- 資料 2 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について〈ジフルベンズロン〉
- 資料 3 肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）における審議結果について〈ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）の承認に係る薬剤耐性菌〉
- 資料 4 - 1 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈グリセリン酢酸脂肪酸エステル〉
- 資料 4 - 2 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌〉
- 資料 5 - 1 食品安全関係情報（4月11日～5月1日収集分）について
- 資料 5 - 2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただいまから第562回「食品安全委員会」会合を開催します。

本日は6名の委員が出席です。

それでは、お手元の食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は10点ございます。

資料 1 - 1 から資料 1 - 4 が「農薬専門調査会における審議結果について」。

資料 2 が「農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について」。

資料 3 が「肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会における審議結果について」。

資料 4 - 1 が「食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない

ことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料４－２が「薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料５－１が「食品安全関係情報（４月１１日～５月１日収集分）について」。

その関連資料として、資料５－２でございます。

不足の資料等はありませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きます、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において、平成26年1月7日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本4件につきましては、農薬専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の三森委員から説明をお願いします。

○三森委員 それでは、概要について御説明いたします。

資料1-1、オキサチアピプロリンです。この資料の5ページをおあけください。要約が記載されておりますので、それに従って説明いたします。

本剤投与による影響としましては、ラット2世代繁殖試験における児動物の体重増加抑制及び包皮分離完了日齢遅延のみに認められました。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められませんでした。

農産物中の暴露評価対象物質はオキサチアピプロリン（親化合物のみ）と設定されております。

一日摂取許容量（ADI）につきましては、ラットを用いた2世代繁殖試験の346mg/kg体重

/日を根拠といたしまして、安全係数100で除した3.4mg/kg体重/日と設定されたところです。

また、本剤の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められませんでしたので、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断されました。

続きまして、資料1－2に移ります。殺菌剤でありますチアメトキサムです。本剤は、既に食品安全委員会が評価結果を有していた剤の第3版です。

資料1－2の42ページをおあげください。（4）としてラットを用いた28日間亜急性経皮毒性試験が記載されております。これが今回、追加された資料です。

さらに、62ページをおあげください。（4）にマウスの28日間免疫毒性試験が記載されておりますが、これも今回、追加された資料です。

この2つの試験が追加されましたけれども、ADIの従来の評価結果に変更を及ぼすような結果ではありませんでした。

また、家畜残留試験及び作物残留試験の結果が追加されましたので、評価書の84ページから別紙4があります。それと、87ページに別紙7がありますけれども、この項を加筆するとともに、推定摂取量の再計算を行いました。

その結果が、評価書の36ページの「（4）推定摂取量」に記載されているところです。

以上、追加のデータを御説明いたしました。評価書の10ページをご覧ください。要約が記載されております。その後段のほうにADIの設定のところがありますが、ラットを用いた2世代繁殖試験の1.84mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.018mg/kg体重/日とする従来結論に変更はありません。

最後の段落ですが、ウサギを用いた発生毒性試験の50mg/kg体重/日を根拠といたしまして、安全係数100で除した0.5mg/kg体重を急性参照用量（ARfD）と設定いたしました。

続きまして、資料1－3に移ります。除草剤フルアジホップについてですが、8ページをおあげください。要約が記載されております。その概要を説明いたします。

フルアジホップブチル投与による影響としましては、主に肝臓に重量増加等、腎臓に重量増加及び慢性腎症等、精巣に重量減少、精細管精上皮萎縮等、眼球に白内障が認められました。神経毒性、発がん性及び遺伝毒性は認められません。

ラットを用いた2世代及び3世代繁殖試験におきまして、妊娠期間の延長、着床数及び受胎率の減少等が認められました。発生毒性試験におきましては、ラットでは横隔膜ヘルニア、水腎等が認められ、ウサギでは母毒性の認められない用量では、催奇形性は認められませんでした。

一方、フルアジホップPブチル投与による影響としましては、フルアジホップブチル同様に、主に肝臓、腎臓、精巣及び眼球に認められ、発がん性及び遺伝毒性は認められませんでした。

ラットを用いた発生毒性試験におきまして、300mg/kg体重/日投与で催奇形性を示唆する結果は認められませんでした。

農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質はフルアジホップブチル、フルアジホップPブ

チル及び代謝物D（フルアジホップ酸）の3つと設定されました。

食品安全委員会農薬専門調査会では、フルアジホップチル及びフルアジホップPブチルについて、生体内での同等性が示唆されていることから、それぞれを用いた各試験で得られました無毒性量のうち最小値をフルアジホップの一日摂取許容量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の設定根拠とすることが適当であると判断いたしまして、ADIにつきましては、フルアジホップチルを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験（ラット）の0.44mg/kg体重/日を根拠といたしまして、安全係数100で除した0.0044mg/kg体重/日と設定されたところとあります。

また、フルアジホップチル及びフルアジホップPブチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響の無毒性量のうち最小値は、フルアジホップPブチルのラット及びウサギを用いた発生毒性試験の2mg/kg体重/日であり、認められた所見は胎児の体重低下を伴わない骨化遅延でありましたことから、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfDは、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.02mg/kg体重と設定いたしました。また、一般集団に対する最小値はフルアジホップPブチルのラットを用いた急性毒性試験の無毒性量である948mg/kg体重であり、カットオフ値の500mg/kg体重以上でありましたことから、ARfDは設定する必要がないと判断されました。

4番目でございます。資料1-4にお移りください。殺菌剤でありますベンチアバリカルブイソプロピルです。本剤につきましては、既に食品安全委員会が評価結果を有していた剤の第6版ということとあります。

今回、作物残留試験の結果が追加されましたので、評価書49ページをおあけください。別紙3がありますが、ここに作物残留試験の結果を加筆するとともに、推定摂取量の再計算を行いました。その結果は、評価書の23ページです。中ほどに「6. 作物残留試験」がありますが、その下の表7にありますように、推定摂取量の再計算を行ったところとあります。

評価書9ページにお戻りください。要約が記載されております。ADIのところですが、後段のほうです。ADIは、ラットを用いた2世代繁殖試験の6.9mg/kg体重/日を根拠といたしまして、安全係数100で除した0.069mg/kg体重/日とする従来の結論に変更はありません。

また、本剤の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められませんでしたので、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断されました。

なお、暴露評価対象物質の変更はありません。

以上です。追加の御説明がありましたら、事務局からお願いいたします。

○関野評価第一課長 それでは、もう少しお時間いただきまして、補足の説明をさせていただきます。

改めまして、資料1-1～資料1-4を御用意ください。

まず、資料1-1に基づきまして、オキサチアピプロリンに関しまして補足説明をさせていただきます。

なお、今から御説明申し上げる4つの剤に関しましては、いずれも本日のこの委員会で御了解いただければ、あす5月27日から30日間、審議結果につきまして、国民からの意見・情報の募集にかけたいと考えている案件でございます。

まず、資料1-1の3ページをお願いいたします。審議の経緯の記載がございまして、本剤に関しましては新規のものでございます。本年3月17日、本委員会で要請事項説明を受けた後、第四部会を中心に審議を行ってきたものになります。

次に、8ページをお願いいたします。動物体内運命試験の結果ということで、薬物動態学的パラメータを表1にまとめてございます。

さらにめくっていただきまして、裏面、9ページに吸収率の記述がございまして、低用量群、高用量群、それぞれ値をとっておりますが、ここに示したような吸収率という結果が得られてございます。

少しページが飛びますが、作物残留試験の結果に関しまして、29ページにございます。30ページの記述になりますが、最大残留値ということで得られた値は、散布3日後の段階でのぶどう（果実）の0.22mg/kgということでございました。

その下、毒性試験に関する記述が続きますけれども、先ほど三森委員から結果については御紹介いただいておりますので、ADIの設定根拠になった試験の記述のページを紹介するとどめたいと思います。

37ページの上のほう、12.の(1)に記載のございますラットでの2世代繁殖試験、この結果、得られた無毒性量をもとにADIが設定されてございます。

そのほか、39ページに発生毒性試験の結果がございまして、催奇形性は認められておりません。

次の40ページ、遺伝毒性に関しましても、全て陰性という結果でございます。

食品健康影響評価を記載したページが44ページから始まってございます。内容は説明が既にご覧いただいたので、御参照いただければと思います。

次に、資料1-2をお願いいたします。チアメトキサムについてです。

こちらもまず、審議の経緯について御紹介をします。4ページをお願いいたします。本剤、第3版ということで重版物でございますので、4ページの第1版から始まりまして、めくっていただいた次の5ページに今回の経緯が記載されております。今回はインポートトレランス設定に係る評価要請ということで、たまねぎに関する内容でございます。本年1月20日の食品安全委員会にて評価要請事項説明を受けまして、第二部会を中心に審議を行ってきたものであります。

チアメトキサムに関しますプロファイル、概要につきましては、11ページから記載がございまして、構造式は6.に書いてあるものでございまして、「開発の経緯」にございまして、本剤は、分類といたしましてはネオニコチノイド系の殺虫剤に分類されます。

13ページから「安全性に係る試験の概要」が記述されてございまして、動態学的パラメータに関しましては表1で整理されてございますので、御参照いただければと思います。

吸収に関しましては、そのページの一番下の行になりますけれども、少なくとも投与後48時間の段階で9割を超える値ということになってございます。

作物残留試験につきましては、先ほど追加されたということで三森先生から御説明がございました。評価書の該当ページだけ御紹介いたします。35ページに記述がございました。35ページの上から見ていただいて、(2)の海外での作物残留試験の結果、それから、下のほうの「ニワトリ②」の記述が追加された部分。それから、次の36ページの「推定摂取量」の記載が変更されてございます。

毒性に関する試験の中で、ADI等の設定根拠になった該当ページを御紹介いたします。

まず、45ページの下から4行目、ラットにおけます2世代繁殖試験の結果がございまして、ここで得られました無毒性量をもとにADIが設定されております。

急性参照用量に関しましては、49ページの(4)ウサギでの発生毒性試験の結果、この記述に基づきまして、ARfDが設定されてございます。

結果としての食品健康影響評価に関しましては、63ページから記述がございまして、下から5行目でございますけれども、チアメトキサムの評価に当たりまして、暴露評価対象物質はチアメトキサム(親化合物のみ)という設定がされてございます。

そのほか、急性参照用量の設定に当たりましては、いつものように単回投与における影響が考えられるものとして整理したものを表につけてございまして、そちらが68ページになります。表64ということをつけてございますので、先ほどの該当試験のページとともに、こちらの表もあわせて御参照いただければと思います。

チアメトキサムに関しましては、以上でございます。

次に、資料1-3をお願いします。フルアジホップについてです。

こちらまず、審議の経緯から御説明いたします。5ページになります。審議の経緯ということで書いてございますが、だいずに関するインポートトレランス設定の要請ということで、今回、依頼を受けたものになります。2013年8月26日に要請事項説明を受けた後、第四部会を中心に審議を行ってきた結果でございます。

本剤の概要に関しましては、10ページから記載が始まってございます。本剤は除草剤でありまして、フルアジホップブチルあるいはフルアジホップPブチルが実際の各種試験に用いられている化合物ということになります。

12ページから「安全性に係る試験の概要」が始まってございまして、次の13ページに血中薬物動態学的パラメータのデータを表2ということで整理してございます。

その下、吸収率に関しましては、幅記載でございますが、44.0~約100%ということで整理がされております。

各種代謝試験の結果がしばらく続きますけれども、47ページまで飛びますが、こちらに作物残留試験の結果を記載してございますので、実際の記載は48ページの上のところでございますが、最大残留値について代謝物も含めて整理されてございます。

続きまして、畜産物残留試験もその下に続けて記載があります。乳汁ですとか産卵鶏に

おけます卵黄、卵白における試験成績の記述がこちらにございます。

次の49ページから安全性に係る毒性の部分の試験成績が始まってございまして、急性参照用量に関しましては、後ろのほうのまとめた表のところで改めて御紹介をしますが、まず、ADIの設定根拠について該当ページをお示しします。

61ページになります。フルアジホップブチルを用いてラットで行った2年間慢性毒性/発がん性併合試験の結果です。ここから得られました無毒性量に基づきまして、ADIが設定されてございます。

急性参照用量に関しまして、まず手前のページから申し上げますと、84ページからまとめとしての食品健康影響評価を記述した部分が始まっておりまして、急性参照用量に関しましては別の表、後ろに表として整理していますので、そちらをご覧ください。ページで言いますと、97ページと98ページになります。先ほど三森委員からお話がありましたとおり、一般の集団と妊婦または妊娠している可能性のある女性ということで分けて、それぞれエンドポイントを整理してございまして、そこの中からそれぞれ値を見て、一般の集団に関しましてはカットオフ値を上回るということで設定する必要なしと結論づけ、また、98ページのほうからは、ラットでの発生毒性試験の結果を総合評価いたしました結果としての2という数字と、ウサギにおけます同じく2 mg/kg体重という値を用いまして、最終的にARfDが設定されてございます。

次に最後、4つ目になりますが、ベンチアバリカルブイソプロピルについてです。資料1-4をお願いいたします。

本剤は第6版となりますが、審議の経緯は3ページから5ページまで記述が続いておりまして、新規で第1版がつくられた後、適用拡大が行われてきまして、今回、4ページの下のところになりますが、第6版ということで、かんきつに対する適用拡大を受けた評価依頼がございました。

5ページに参りまして、評価依頼に関する要請事項説明は本年1月20日に本委員会で行われまして、その後、第四部会を中心に審議を行ったものになります。

剤の概要に関しましては、10ページに記載がございます。殺菌剤としての用途があるということでございます。

12ページから「安全性に係る試験の概要」をまとめてございます。

説明の途中でございまして、ここで1点、配布資料に関しまして、口頭での訂正をさせていただきます。12ページ「1. 動物体内運命試験」という項目がございまして、その直後「(1) 吸収」「①血中濃度推移」という項目が書かれた後の1行目ですけれども、「ラット」の手前にありますアルファベット、これは最初の文字、Fischerラットということの意味していたFの部分の文字化けしてございまして、その部分はFということで訂正をさせていただきたいと思っております。失礼いたしました。

動物体内運命試験の結果については表にまとめたとおりでございまして、吸収率に関しましては、その下の最後の2行のところに書かれてございます。

追加された試験は、先ほど三森先生から御説明がありましたので省略いたしますが、本文の記述は、23ページの作物残留試験の結果及び推定摂取量に関する記載が該当いたしますので、御参照ください。

結論としまして、食品健康影響評価が42ページになります。

ADIの結果については、過去の第5版までと変更ございませんので説明は省略いたしますけれども、該当する試験成績は33ページでございます。ラットで行われた2世代繁殖試験ですので、33ページを必要に応じてご覧いただければと思います。

急性参照用量に関しましては、設定の必要なしと結論づけられております。

該当するページを中心に御説明と、あと訂正も含めてさせていただきました。

冒頭申し上げましたが、以上4件につきまして、御了解いただければ、あす5月27日から30日間、国民からの意見・情報の募集を求めたいと考えている案件でございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

村田委員。

○村田委員 結論については特に問題ないのですが、幾つかお聞きしたいのですが、最初の資料1-1のオキサチアピプロリン、6ページに構造式が書いてあります。これはRとSのラセミ体だと思いますけれども、特段この中にはRとSに対して分けてはかかったとか、そういう記述はないと理解してよろしいのかということ。

それから、フルアジホップのほうは今度はRとSのラセミ体と、フルアジホップPというのR体になるのでしょうか。立体異性体もはかっておられるみたいですが、要約の下から3段落目「フルアジホップブチル及びフルアジホップPブチルについて、生体内での同等性が示唆されていることから」と書いてあるのですが、代謝を見てみるといろいろ違うことが書いてあるみたいなので、この辺のところをもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。その2点を教えてください。

○関野評価第一課長 もし足りない点があれば、また後ろの担当から説明があると思いますが、よろしいですか。

お願いいたします。

○山添委員 今、先生の御質問があった、まずオキサチアピプロリンのほうですが、確かにペリジン環のところ立体異性があって、生ずるのですが、代謝物としての平面構造式から見ると基本的には回転をするので、基本的に同じ代謝をするということで、区別をしてはかられていません。したがって、同等に代謝として扱われているということだ

と思います。

もう一つのほうのフルアジホップについては、これはエステルが加水分解をされる際に生体内でエステラーゼによって反転が起きて、実際にはSからRのほうにほとんど変わってしまうということで、生体内でS体として投与しても基本的にはR体になってしまうということで体内挙動が一致しているので同等性というように扱われていると思います。

○村田委員 ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかに御質問、御意見はありますか。

1点お聞きしたいのですが、評価とは関係ないのですが、資料1-3の87ページにEUのARFDがあります。これは無毒性量2mg/kg体重で、そこから0.017mg/kg体重ということですが、これで間違いはないのですね。

○関野評価第一課長 一応後で原著といいたいでしょうか、事実関係を確認させていただきませんが、データとして2という無毒性量を用いております。

いいですか。

○堀部課長補佐 EFSAの評価書を確認いたしました。この記載どおりとなっております。なぜこういう数字になったのかということに関しては特段言及がないのでわかりませんが、間違っはおりません。

○熊谷委員長 わかりました。

○関野評価第一課長 多分、フルアジホップPブチルとしての試験なのですから、これをフルアジホップ酸としてという形で換算している可能性はあるかと思えます。

○熊谷委員長 そういうことですか。わかりました。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はありますか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成、評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次に移ります。

「農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の三森委員から説明をお願いします。

○三森委員 それでは、資料2に移ります。殺虫剤及び外部寄生虫駆除薬でありますジフルベンズロンです。資料2の8ページに要約が記載されておりますので、それに沿って説明いたします。

本剤投与による主な影響としましては、溶血性貧血があります。関連する変化としましては、赤血球にメトヘモグロビン増加等の変化が認められました。

発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められませんでした。

農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質は、ジフルベンズロン（親化合物のみ）と設定されております。

ADIにつきましては、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の2mg/kg体重/日を根拠といたしまして、安全係数100で除した0.02mg/kg体重/日と設定いたしました。

なお、このADIは、原体混在物について規格で規定された範囲内で管理されることを前提として認定されるものであり、また、代謝物Gあるいは原体混在物であるパラクロロアニリンについては遺伝毒性があり、かつ、げっ歯類において発がん性が認められることから、リスク管理機関において引き続き関連情報の収集に努め、混在量の低減に努めるべきとされております。

急性参照用量（ARfD）につきましては、ラット及びイヌを用いた各種試験結果から、ジフルベンズロン投与により認められたメトヘモグロビン血症は単回投与により生ずるとは考えがたいと判断されまして、本剤の単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったということから、設定する必要がないと判断されました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○関野評価第一課長 それでは、引き続き、資料2をお願いいたします。

まず最初のページになりますが、ジフルベンズロンに関しまして、この審議結果に関しまして御了解いただければ、あすから30日間、国民からの意見・情報を求めたいと思っております。

審議の経緯につきましては、4ページの上から始まってございますが、2010年12月に要請事項説明を受けまして、その後、農薬のほうの第二部会及び、昨年になりまして動物用医薬品専門調査会で審議を行い、途中、追加資料の受理を受けまして、改めて審議を行って、評価書案をまとめたものでございます。

ジフルベンズロンに関します概要は、9ページから記載がございます。用途といたしましては、殺虫剤あるいは外部寄生虫の駆除剤というものでございまして、構造式等に関しまして、お示しのとおりでございます。

「安全性に係る試験の概要」は11ページから記述がございます。

吸収率に関しましては、12ページの下のところでございます。少なくとも42.7%と算出されております。

毒性に関する試験成績及び作物残留試験の結果について御紹介します。まず、38ページの中ほどに6. で作物残留試験の結果等がまとめられてありまして、最大残留値は、荒茶で得られた13.3mg/kgということでございました。

蓄水産物残留試験も次の39ページから記述がございますので、御参照ください。

毒性に関する記載は45ページの一般薬理試験から始まるところで、それ以降、各種試験成績を御紹介しております。

ADIの根拠となりました試験についてですが、56ページのイヌにおけます1年間慢性毒性試験の結果に基づいてございます。

そして、結論としての食品健康影響評価は71ページ、72ページにございます。内容については先ほどの説明のとおりでございますので省略いたしますが、該当ページはこの部分でございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成、評価書案への反映を農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）における審議結果について
--

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の三森委員から説明をお願いします。

○三森委員 それでは、概要について御説明いたします。資料3に移ります。ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）です。

この剤につきましては、農林水産大臣から、動物用医薬品の承認に当たり評価要請のあったマクロライド系抗生物質ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシン

C) について、本製剤の対象動物である牛に使用された場合に選択される薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価を行いました。

資料3の5ページをおあけください。要約が記載されておりますので、それに準じまして概要を説明いたします。

本評価は、食品安全委員会が決定いたしました「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」に基づいて実施されたところです。

まず、評価すべきハザードとして、第2パラグラフの4行目に書いてありますが、牛に対して本製剤を使用することにより薬剤耐性が選択されたカンピロバクターを特定いたしました。このハザードにつきまして、次のパラグラフから発生評価、暴露評価、影響評価を行いまして、それらの結果からリスクの推定を行いました。

その結果ですが、発生評価については低度、暴露評価につきましては無視できる程度、影響評価につきましては中等度と評価され、評価対象である本剤が牛に使用された結果としてハザードが選択され、牛由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露されヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱あるいは喪失する可能性は否定できず、そのリスクの程度は低度であると考えられたところです。

なお、本剤につきましては、適正使用を確保するための措置の徹底等が不可欠であるとともに、薬剤耐性菌に関するモニタリングの充実及び、新たな情報収集等が必要であることを付言しております。

詳細につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

○ 鋤柄評価第二課長 お手元の資料3に従いまして、補足の御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。「Ⅰ. 評価の経緯及び範囲等」でございます。

まず、「1. 経緯」の第2パラでございますが、ツラスロマイシンにつきましては、豚の注射剤の食品健康影響評価を2012年に、また、ツラスロマイシンと同系統の15員環マクロライド系抗生物質であるガミスロマイシンの牛の注射剤の食品健康影響評価を2014年に行ったことから、今回の評価においては、基本的にこれらの評価書の構成等を参考に作成した旨を記載しております。

2. の評価の対象は、牛由来の畜産食品が介在する場合といたしました。

7ページをお願いします。「Ⅱ. 評価対象動物用医薬品の概要」について、本製剤はマクロライド系抗生物質であるツラスロマイシンを有効成分としており、マンヘミア・ヘモリチカ等による細菌性肺炎を適応症としております。

また、8ページからございますように、ツラスロマイシンは、EU、米国等で動物用医薬品としての使用はございますが、ヒト用医薬品としては使用されておられません。ただし、ヒト用では、同系の抗生物質としてアジスロマイシン等が使用されております。

次に、ハザードの特定でございますが、26ページをお願いいたします。6. の(1)の交差耐性を生じる可能性でございますが、抗菌作用部位が類似している他のマクロライド

及びリンコマイシン系抗生物質との交差耐性が認められているということでございます。

28ページの(2) 医療分野における重要度につきましては、本委員会でご定めました「ヒト用抗菌性物質の重要度ランク付け」において、「I：きわめて高度に重要」にランクづけされております。

次に、30ページから発生評価に関する所見でございます。

31ページの表22にございますとおり、我が国における家畜の薬剤耐性菌モニタリング調査の結果から、牛由来のカンピロバクターにおいて主要なものは*Campylobacter jejuni*で、マクロライド系抗生物質であるエリスロマイシンの耐性株は認められませんでした。一方、*Campylobacter coli*は、分離・調査された株数は少ないのですが、耐性株が認められております。

35ページから「V. 暴露評価に関する知見」がございまして。

39ページ、6. の「(1) 牛由来食品がハザードとなりうるカンピロバクターに汚染される可能性」ですが、加熱調理等の一般的な食中毒対策で予防可能と考えられること、また、(2) に牛の屠体及び市販牛肉におけるカンピロバクターの陽性率は低いこと等が記載されております。

次に、評価結果に関する知見でございます。41ページの2. でございまして、国内のヒト腸炎由来のカンピロバクターの報告から、現時点ではマクロライド耐性カンピロバクターが流行するような状況にはないこと、また、次のページの4. の(1) 治療方針等でございますが、カンピロバクター感染症に対して、第一選択薬であるマクロライド系抗生物質のほか、代替薬があることを記載しております。

食品健康影響評価につきまして、42ページからでございます。

44ページから発生評価がございまして、ハザード出現に係る懸念、ハザードの感受性に係る懸念及びその他の要因の結果から、発生評価は低度となりました。

続いて、3. の暴露評価ですが、一般的な食中毒対策により、牛由来の食品が適切に管理及び消費される限りにおいては、暴露の程度は無視できる程度となりました。

次に、影響評価でございますけれども、ハザードに起因する感染症に対するマクロライド系抗生物質の治療効果が減弱または喪失する可能性があり、その程度は中等度となりました。

以上をまとめまして、リスクの推定でございますが、48ページの表33で総合的にリスクを推定した結果、ハザードによるリスクについては低度と判断されております。

その下の食品健康影響評価につきましては、先ほど三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

なお、50ページ「その他の考察」として、適正使用の確保のための措置等のリスク管理措置の徹底及びモニタリングの充実が望まれること等について言及しております。

本件につきましては、差し支えなければ、あしたから6月25日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成、評価書案への反映を肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会に依頼することとしたいと思えます。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 次に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

対象外物質1品目、薬剤耐性菌1品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、対象外物質のグリセリン酢酸脂肪酸エステルに関する食品健康影響評価です。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 それでは、資料4-1に基づきまして、国民からの意見・情報の募集を行った結果について御報告いたします。

まず、2ページをお開きいただきたいと思えます。このグリセリン酢酸脂肪酸エステルに関しまして、本年3月3日の本委員会にて審議結果を報告した後、翌4日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものになります。

既に内容につきましては御説明申し上げていますので、5ページ以降、本剤の概要については適宜御参照いただければと思えます。

食品健康影響評価に関しましては、11ページに記載がございます。

内容につきましては、添加物として用いられていること、あるいは作物残留の試験成績から、通常の摂取している量を増加させる可能性は極めて低いということをもとに、食品に残留することによりヒトの健康を損なうおそれがないことが明らかであるとまとめてございます。

この審議結果につきまして、国民からの意見・情報の募集を行った結果につきましては、この資料の最後の1枚にまとめてございます。右肩に「参考」と振ってあるページになります。この期間に寄せられました意見は1通ございました。表の形に整理してございまして、左側が寄せられました意見・情報の概要でございますので、簡単に御紹介し、それに対する回答を右の欄の記載に基づきまして御説明したいと思えます。

まず、意見・情報の概要でございますけれども、今回の評価結果につきまして、通常の

食生活で摂取している量を増加させないという形の評価がされている。これは暴露量に関する評価ではないかということで、これらはリスク管理機関である厚生労働省の管轄ではないでしょうかというのがまず最初の御意見で、食安委においては毒性評価のみを行うべきではないかという御意見かと思えます。

それ以降の記述に関しましては、今回、得られましたラットでの慢性毒性試験の成績等に基づきまして、この意見を述べられた方がみずからLOAELですとか、あるいは裏面にございますとおり、ADIの設定ということまで導いていただきまして、それを記述して意見として寄せていただいております。

最後、結びでございますが、毒性的に安全という先入観が入っていないでしょうか、通常の農薬と同じような評価の仕方を望みますという御意見でございました。

これに関しまして、1ページ戻っていただきまして、最初のページになりますけれども、表の右側が今回御用意いたしました回答の案でございます。

まず最初のパラグラフでは、経過として評価要請のあった経緯を書いております。

2段落目、3行目からになりますが、残留の状態や程度から見て、ヒトの健康を損なうおそれがないかどうかということ、それは物質によって異なる場合がある。このため、評価に当たっては、それぞれの物質にどのような評価手法を適用することが適切であるかを判断していますと一般的な捉え方、考え方を御紹介し、本剤に関する記述がその下に続いてございますが、食品添加物として既に使用されているものであって、毒性学的な懸念の有無を検討するためにも残留の程度を考慮する必要があったということで、そのいきさつを述べてございます。

結果としましては、収集された毒性成績に基づく評価に加えまして、暴露量の面も考慮して評価を行ったということで、今回の評価内容に至った経緯を説明させていただきます。

最後の裏側のページ、4行目になりますが、実際にどの程度摂取しているかを評価したものですということを書かせていただくとともに、最後の4行は、リスク管理にも関係する部分でございますので、リスク管理機関である厚労省と農水省にも伝えますということで結んでございます。

こういう形で今回の評価結果をまとめた経緯を御説明することで回答としたいと考えておりまして、評価結果といたしましての対象外物質であるという結論には変更ございませんので、審議結果の内容に変更することなく、リスク管理機関に通知をしたいと考えている案件でございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

村田委員。

○村田委員 特段問題ないのですけれども、確認で教えてほしいのですが、評価書のJECFAのところの最後、10ページの「ADIの設定について」にADIの設定は不要とされていると記述されていますけれども、理由はやはり我々と同じような考え方と理解してよろしいのでしょうか。

○関野評価第一課長 そのように理解しております。

○村田委員 わかりました。ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかに御質問はありますか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、グリセリン酢酸脂肪酸エステルについては、農薬として想定し得る使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することによりヒトの健康を損なうおそれがないことが明らかであると考えられるということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 続きまして、薬剤耐性菌1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましても、専門調査会における審議は終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○鋤柄評価第二課長 資料4-2をお願いいたします。牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価でございます。

資料の5ページから6ページが審議の経緯でございます。牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価につきましては、2010年3月に評価結果を既に通知しております。6ページに参りまして、今回は、豚に使用する新しい動物用医薬品の製造販売承認に係る評価要請がなされたことから、その後の新たな知見やデータを加えまして、第2版の評価を行ったものでございます。

なお、リスク評価すべきハザードとしましては、第1版と同じく、腸管出血性大腸菌、サルモネラ及びカンピロバクターを特定しております。

11ページから「I. 評価の経緯及び範囲等」でございます。

「2. 経緯」の下半分でございますけれども、今回、エンロフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤の製造販売承認に係る評価要請がなされたということでございます。

次に、14ページから薬品の概要が記載されております。以下、原体流通量その他のデータの更新をしております。

続きまして、24ページから「Ⅲ. ハザードの特定に関する知見」でございます。こちらにも新たな試験のデータ等を追加しております。

次に、42ページから「Ⅳ. 発生評価に関する知見」でございます。こちらにつきましては、それぞれのハザードにつきまして、データの追加等々を行っておるところでございます。

57ページからが暴露評価でございます。こちらにもデータの追加等々を行っております。

続きまして、69ページから影響評価でございます。こちらにつきましては、74ページ以降、ヒト臨床分野における耐性菌の状況等についてデータの追加を行っております。

次に、食品健康影響評価につきましては、77ページからまとめております。

まず、78ページから発生評価でございますけれども、「(1) ハザードの出現」につきまして、第1版では懸念は中程度としておりましたが、79ページに参りまして、今回、豚にフルオロキノロンを投与した場合に薬剤耐性カンピロバクターが選択される知見等を追記したこと等から、カンピロバクターについて、ハザードの出現の懸念は大きいとされました。

一方、「(2) ハザードの感受性分布」について、最後の2行に書きましたとおり、全体としては耐性率に変動があるとは言えないこと等から、80ページ、(4)でまとめておりますように、発生評価としては、第1版と同じ中程度とされました。

次に、「3. 暴露評価について」でございますけれども、81ページ、(4)でございますが、暴露評価の結果、表52に示したとおり、腸管出血性大腸菌、サルモネラ及びカンピロバクターについては、ハザードによる暴露を受ける可能性があるが、一般的な食中毒対策等により、牛及び豚由来食品が適切に管理及び消費されている限りにおいては、暴露の程度は低いと考えられる、また、牛肉につきましては、生食用牛肉の規格基準の設定及び牛肝臓の生食用としての販売、提供の禁止により、リスクはさらに低くなった、低度といった旨が記述されてございます。

ただし、ハザードを含む当該細菌においては、フルオロキノロン耐性率や食品の汚染率が上昇すること等により、暴露のリスクが高まる可能性もあることから、それらに関する情報収集は重要であると考えられる旨が記述されております。

次に、「4. 影響評価について」でございますが、82ページにございますとおり、医療分野における現状を総合的に考慮すると、腸管出血性大腸菌、サルモネラ及びカンピロバクターは、ハザードに起因する感染症に対するフルオロキノロン系抗菌性物質の治療効果が減弱または喪失する可能性があり、その程度は、腸管出血性大腸菌及びサルモネラについては高度、カンピロバクターについては中等度であると考えられました。

以上をまとめまして、リスクの推定でございますけれども、83ページにございますとおり、第1版からの変更はございません。中等度という結果になっております。

最後、85ページでございますが、以上をまとめまして、食品健康影響評価につきましては、リスクの程度については中等度ということで、第1版と変更がございません。

なお、86ページをごらんください。「その他の考察」としまして「1. リスク管理措置の徹底について」の最後のパラでございますけれども、今回、カンピロバクターについては、発生評価におけるハザードの出現について懸念が大きいとされたことから、この懸念を低減するためにより一層の慎重使用の指導等のリスク管理について、リスク管理機関における検討が必要である旨を追記しております。

本件につきましては、食品健康影響評価の結果に変更がないということでございますので、意見・情報の募集手続は行わずに、評価結果を関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

村田委員。

○村田委員 最後のところの追記なのですけれども、これは1版のときにはなかったものが現状を踏まえて追加されたと理解してよろしいのでしょうか。

○鋤柄評価第二課長 さようでございます。

○熊谷委員長 ほかに質問、意見はありませんか。

それでは、本件につきましては、肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）におけるものと同じ結論、すなわち、評価対象動物用医薬品であるフルオロキノロン系抗菌性物質が、牛及び豚に使用された結果としてハザードが選択され、牛及び豚由来食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱または喪失する可能性は否定できず、リスクの程度は中等度であると考えたということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（5）食品安全関係情報（4月11日～5月1日収集分）について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（4月11日～5月1日収集分）について」です。

事務局から報告してください。

○植木情報・勧告広報課長 御報告いたします。資料5-1、食品安全関係情報（4月11

日～5月1日収集分)でございます。

左側のハザードの欄でございますけれども、化学物質、微生物・プリオン・自然毒が多いという傾向、それから、地域別では欧州が多いという傾向は、いつもと同じでございます。

おめくりいただきまして裏面でございますけれども、主なものの御紹介でございます。化学物質がございまして、その一番最後の項目でございますが、FSANZ、ツイッターにて食事由来の暴露及びリスク評価について注意喚起とございます。どこの国でも食品の安全に関する情報をどのように提供するかということではいろいろと知恵を絞ってございまして、FSANZのほうでは新しくツイッターということでございますけれども、私ども食品安全委員会のほうでは今月の半ばから公式ブログを開設しまして、そこでメールマガジンで発信して「読み物版の記事」を掲載してございます。公式ブログ、あるいは公式のフェイスブックは私ども食品安全委員会のホームページからすぐ入れるようになってございます。

それから、新食品等の3つある最後のところでございますけれども、フランスのANSESが関節痛のサプリメント摂取による肝炎の症例に関するレポートとございまして、これは2人の事例がございまして、このサプリメントと因果関係が非常に強いということだそうでございます。ANSESによりますと、今後、グルコサミンとかコンドロイチンを含む関節痛に関するサプリメントにつきまして、自ら評価を行うということが書かれてございました。その辺は私どものほうでも注意をしてフォローしていきたいと思っております。

次が資料5-2、今回御紹介する主な情報でございます。ANSES、国内で発生したE型肝炎ウイルス感染源及び7つの食品グループのウイルス汚染率等に関する評価報告書を公表とございます。

本文中に「ここ数年間」とございますけれども、ここ数年間に国内で数人のE型肝炎患者と、次に「高い血清陽性率」とございますけれども、これは「高い血清中の抗体陽性率」に訂正させていただきます。大変失礼しました。高い血清中の抗体陽性率が報告されてございまして、この調査の目的は、汚染率が高いと考えられる豚肉製品及び豚の糞尿散布等により汚染される可能性のある食品のE型肝炎ウイルス汚染率の評価を行うということでございます。

次の段で「HACCPプランのためにウイルスのリスクを評価することを目的」と書いてございますけれども、御承知のとおり、ヨーロッパでは基本的に全ての食品についてHACCPの原則が適用されることになってございます。食品についてリスクがあれば、きちんと原因を特定しなければいけないということがございますので、そういうことも念頭に置いてこの調査を行ったということだろうと思っております。

調査したのは次の行の441検体でございまして、その内訳は下に表がございまして、ハーブ・スパイス、果実、水、貝類等がございまして、豚肝臓のソーセージまででございます。

陽性の検体数でございますけれども、ハーブ・スパイスは230検体中の2件でございますので0.9%、一番下の豚肝臓のソーセージが4検体中の2検体でございますので50%でございます。これが非常にある面でリスクが高いということだろうと思っております。

最後のパラグラフの下から4行目の中ほどでございますけれども、今回の調査は、国内で発生したE型肝炎の感染源を調べるために初めて実施したものであるけれども、その結果から判断すると、豚の糞尿の陽性率は高いと。これは未処理の糞尿検体中では67%、処理をしてあっても27%が陽性でございます。そういうことはございますけれども、豚肉製品以外の食品が感染源となる可能性は低い。逆に言いますと、豚肉製品は生で食べれば危ないということでございます。

下はその関連情報でございますけれども、アイルランド食品安全庁が2014年7月に公表したものがございまして、1. としまして、例えばチェコ、イタリア、スペインで実施された調査では、豚肉113検体中3%がE型肝炎ウイルス陽性、そのようなデータを書いております。

裏面に参りまして、食品摂取によってE型肝炎に感染するののかということでございますけれども、生または未加熱の豚肉や豚のレバーの喫食によるE型肝炎感染の報告が出ているということで、EFSAとかフランスでは注意喚起を行っている、ドイツでもこのような注意を行っていることが書かれてございます。

関連情報でございますけれども、最初のアメ리카のCDCも、フランスにおける生の豚肉レバーソーセージによるウイルス感染の事例を報告してございますし、次はフランスのANSES、あるいはEFSA等で、加熱調理を行っていない豚肉とかイノシシによる感染事例等を報告してございます。

次の国内でございますけれども、私ども食品安全委員会で昨年度、ことしの2月に「豚の食肉の生食に係る食品健康影響評価」を行ってございまして、「豚の食肉には、食肉の内部まで、E型肝炎ウイルス、細菌、寄生虫などの食中毒の原因となる病原体が存在していると考えられ」とございまして、豚の食肉の生食を禁止する規制は妥当であるという評価を行ってございます。これを厚生労働省のほうにお返ししてございまして、それを踏まえて厚生労働省のほうで今、検討を行っているところでございます。

最後の国立感染症研究所でも「E型肝炎とは」という情報を載せてございまして、E型肝炎ウイルスに関しましては、発症した患者の方と生の豚レバー、あるいは加熱不十分の豚レバーとの関連があるということが書かれてございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がありましたらお願いします。

資料5-2の裏の一番上の四角の中の2行目から、EFSAは2011年にポークパイ、レバーパテ、それから民族料理などというのもありますけれども、それをリスクのある要素とし

て挙げているということですが、ポークパイとかレバーパテというのは加熱済みではないものの話なのかどうかというのは、おわかりになりますか。

○山添委員 加熱不十分。

○熊谷委員長 加熱不十分ですか。加熱不十分のものと考えた方がいいのでしょうか、きっと。

○植木情報・勧告広報課長 多分そういうことか、あるいはその後の交差汚染とかいうことなのかと想像いたします。

○熊谷委員長 それから、同じ資料の1ページ目の真ん中ぐらいに「豚の糞尿の陽性率は高い」とあって、処理された糞尿検体の27%が陽性というのは、堆肥について今までこのウイルスについて余り考慮されていなかったかもしれないと、今、これを見て思ったわけですけども。

○姫田事務局長 通常、我が国では、豚の糞尿は堆肥、あるいは固液分離して堆肥にしますけれども、ヨーロッパは通常、堆肥にすると窒素分が減るのでスラリーにする可能性が高いと思います。

スラリーにしたままですから、大きなタンクに液状のまま入れて、十分発酵しないので温度が上がりにません。堆肥にした場合は通常は60～70℃に上がりますし、それが3日とか4日とかしますので、適切に堆肥にした場合には、我が国とヨーロッパとの堆肥の処理状況は違うので、必ずしもこれが我が国に当てはまるかどうかはわかりません。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

はい。

○植木情報・勧告広報課長 最初のところで「高い血清陽性率」というのを高い血清中の抗体陽性率ということで訂正させていただきましたけれども、この糞尿の陽性率は、抗体陽性率であるという可能性はないでしょうか。その場合には、糞尿そのものから感染することにはなりません。

○姫田事務局長 糞尿に抗体検査は難しい。

○熊谷委員長 この場合は、糞尿検体の陽性というのは、ウイルスそのものだと思います。ただ、必ずしも生きていたウイルスを測定しているわけでもないかもしれないというのは、

遺伝子だけを調べているかもしれません。本来からいけばバイオアッセイしないと生きていくかどうかわかりませんので、細胞を使うというのが簡便な方法ですけれども、そこまですべてやっているかどうかというはよくわかりません。

○姫田事務局長 通常はPCRをやるのではないですか。

○熊谷委員長 PCRで遺伝子を検出するということですね。

○姫田事務局長 遺伝子断片をですね。

○熊谷委員長 ほかに質問はありますか。

(6) その他

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事はありますか。

○山本総務課長 ございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週2日火曜日14時から開催を予定しております。

また、27日水曜日14時から「肥料・飼料等専門調査会」が非公開で、28日木曜日9時から「器具・容器包装専門調査会」が公開で、14時から「農薬専門調査会評価第一部会」が非公開で、29日金曜日14時から「農薬専門調査会評価第四部会」が非公開で、「かび毒・自然毒等専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第562回「食品安全委員会」会合を閉会します。

どうもありがとうございました。